

「戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正(案)」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正（案）について
意見募集期間 令和 7 年 8 月 5 日（火）から令和 7 年 9 月 3 日（水）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、2 名の方から 2 件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	荷捌き・配送業者用駐車場設置を新たに義務付けする場合は、現在規定している来客用駐車場の設置義務を廃止してほしい。	荷捌き・配送業者用駐車場は、近年の配送需要の増加に対応することを目的としており、来客用駐車場については、その目的が異なることから、廃止することは考えておりません。 なお、近年の自動車保有率を考慮し、本改正（案）では、住宅の計画戸数に対しての基準台数は見直しを行い、設置台数を低減しております。
2	自転車駐車施設について、電動アシスト自転車やチャイルドシートの設置に伴い、大型化した自転車が増加しているため、1 戸につき 2 台以上（規格幅 0.6 メートル以上、奥行 2.0 メートル以上）としている基準台数のうち 1 台を大型自転車（電動アシスト自転車等）用の規格に変更してほしい。	一般的な電動アシスト自転車やチャイルドシート付自転車においては、道路交通法施行規則に規定されている普通自転車寸法（幅 0.6m 以内、長さ 1.9m 以内）に収まることから、本条例では道路交通法に準じた規定としております。 なお、本条例では、その寸法をもとに自転車駐車施設の最小値を定めており、事業者の判断により大きくすることを妨げるものではありません。